

消費生活
緊急情報

第20号

平成21年9月1日

消火器の訪問販売にご注意！

突然、見知らぬ男性が訪問してきて「町内を回っている。」というので、町内会の人かと思いを聞くと、大学ノートを広げて「名前を書いてください。」といわれた。他の人の名前もあったので疑いもなく名前を書いたら、「消火器 16,800 円です」といわれ、購入しなければならないものと思いい代金を支払ってしまった、という相談が寄せられています。

自治会や町内会、公的機関などを装い、商品の販売目的を隠した訪問販売は法律で禁止されています。

訪問販売で商品を勧められても、その場で契約せず、家族や知人、消費生活センターなどに相談しましょう。



相談多発地域

茨城県消費生活センター

電話029 - 225 - 6445

(月～金、9時～17時)